－今号の目次－

◆ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（厚生労働省） 1

◆ 介護施設等に対する布製マスクの配布について（厚生労働省等） 4

**◆新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（厚生労働省）**

令和2年6月30日、厚生労働省は標記の交付要綱を各都道府県知事宛に発出しました。

本補助金は、様々な感染対策に柔軟に活用できるよう備品・物品の購入やかかり増し経費について、国100％による交付金として、第二次補正予算に盛り込まれたものです。

会員の皆さまにおかれては、この間、感染防止に向けて様々な対応をされていたことと存じます。各自治体から今後連絡される交付申請の方法をご確認いただき、交付金の積極的なご活用に向け、ご対応をお願いいたします。

かかり増し経費では、超過勤務手当や休日勤務手当、感染症対策に関する業務の実施に伴う手当なども対象となります。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会　事務局　抜粋、下線・太字付記。  添付資料No.1「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について」厚生労働省子ども家庭局長、子発0619第1号の3頁をご参照ください。）  新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について  【（イ）のかかり増し経費等の例】  ①　職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金  ※手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること  ②　施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援  ※物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど  ※実費相当額を上限 |

なお、申請方法等は各自治体により異なりますので、自治体からの文書にて手続き方法をご確認ください。国への申請締切日が切迫しておりますので、ご留意ください。

また、本交付要綱には、下記のFAQが併せて発出されています。

|  |
| --- |
| （全国保育協議会　事務局　抜粋、太字付記。  添付資料No.4「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る支援に関するFAQ（令和2年6月30日時点版）」をご参照ください。）  新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に係る支援に関するFAQ  （令和2月6月30日時点版）  No.4　質問  新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業（※）については、1施設あたり50万円までとされているが、一次補正における事業との合計で50万円までか。  （※）児童養護施設等分については、マスクや消毒液等の購入費用分  回答  一次補正の事業と二次補正の事業それぞれで50万円ずつを上限としていますので、1施設最大で100万円の補助となります。  ※令和元年度＋令和2年度一次補正：50万円　　令和2年度二次補正：50万円  No.6　質問  新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業について、同一法人が同じ敷地内で保育所と小規模保育事業を行っている場合は、合計で50万円までか。  回答  施設と事業の両方を行っている場合は、それぞれ50万円（合計100万円）まで申請が可能です。  No.7　質問  新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業のうち備品購入等に対する支援については、一次補正における事業と対象経費など異なる点はあるか。  回答  備品購入等に対する支援については、一次補正における事業と事業内容は同じであり、備品等の購入の範囲については、各自治体及び施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられる子ども用マスクや消毒用エタノール等幅広に対象としていただいて差し支えありません。  No.8　質問  新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業のうち、かかり増し経費が新たに対象経費となっていますが、この事業で慰労金を支給することは可能か。  回答  保育所等の児童福祉施設においては、慰労金は対象となりません。  対象となるのは、以下のとおりです。  ・職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等　の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金  ・施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援  今回の二次補正予算を最大限活用し、支援を必要とするすべての保育所等へ支援が行き渡るようご配慮願います。  ※なお、児童養護施設等に係るかかり増し経費については、別途、児童虐待・ＤＶ対　策等総合支援事業費補助金により補助の対象としています。  No.9　質問  新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業について、備品購入等に対する経費とかかり増し経費等は、50万円をどのように配分すればいいか。  回答  50万円の配分については、機械的に配分するのではなく、保育所等の実情に応じて配分してください。  すでに、備品購入等が充足している場合は、かかり増し経費に全額を充てることも可能です。  No.13　質問  新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱　4　各事業の補助基準額　イ　新型コロナウイルスの感染防止対策事業について、「1か所等当たり」とあるが、具体的にはどのようなものか。  回答  具体的には、以下のとおりです。  放課後児童健全育成事業等については  ①利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業は１か所当たり  ②放課後児童健全育成事業は１支援の単位当たり  ③乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリ　ー・サポート・センター事業）は１市町村当たり |

内容の詳細は、別添資料並びに下記ホームページの「68」をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆介護施設等に対する布製マスクの配布について**

**（厚生労働省等）**

令和2年6月23日、厚生労働省等は標記事務連絡を各都道府県衛生主管部局等宛に発出しました。

これは、3月10日の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」を踏まえ、保育所等に布製マスクを国から配布されましたが、6月下旬以降、保育所等の職員数に2を乗じた枚数を、国から施設に直接配布するものです。（施設からの手続きは必要ありません。）

内容の詳細は、下記ホームページの「69」をご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>